名古屋外国語大学大学院研究生料規程

- 第1条 名古屋外国語大学大学院学則第40条の規定に基づく大学院研究生の検定料、入学金及び学費(研究生料)の額は、別表のとおりとする。
- 2 学費は、1期と2期に分け、指定期日までに延滞なく納付しなければならない。
- 3 第1項の検定料、入学金及び学費については、免除を行わない。ただし、文部科学省研究留学生は、検定料、 入学金及び学費の納付を要しない。
- 第2条 既納の検定料、入学金及び学費は、いかなる事情があってもこれを返さない。
- 第3条 この規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成10年10月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。(第1条別表関係)

附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(第1条別表関係)

別表

	区	1	分	金 額	摘 要
	検	定	料	15,000円	
	入	学	金	100,000円	本学卒業者、本大学院前期(修士)課程修了者及び 本大学院後期課程単位取得後退学者は、免除する。
	学	費	1期	165,000円	
(研究生	:料)	2期	165,000円	